

# ○早島町中小企業低利融資規則

(昭和 48 年 4 月 26 日制定)

<b>改正</b> 昭和 49 年 4 月 3 日	昭和 50 年 7 月 1 日規則第 13 号
昭和 51 年 8 月 12 日規則第 2 号	昭和 58 年 3 月 31 日規則第 6 号
平成 5 年 4 月 1 日規則第 11 号	平成 10 年 9 月 18 日規則第 15 号
平成 13 年 3 月 26 日規則第 1 号	平成 14 年 1 月 18 日規則第 1 号
平成 14 年 3 月 26 日規則第 4 号	平成 14 年 7 月 1 日規則第 8 号
平成 15 年 4 月 1 日規則第 15 号	平成 16 年 3 月 31 日規則第 4 号
平成 18 年 4 月 1 日規則第 5 号	平成 19 年 4 月 1 日規則第 2 号
平成 19 年 10 月 1 日規則第 10 号	平成 21 年 3 月 24 日規則第 6 号
平成 31 年 3 月 22 日規則第 1 号	

(趣旨)

第 1 条 この規則は、中小企業者に小口事業資金を融資することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(利子又は保証料の補給)

第 2 条 町長は、予算の範囲内で、この制度の運用に必要な利子又は保証料の補給を、町長が指定する金融機関(以下「取扱金融機関」という。)又は岡山県信用保証協会(以下「保証協会」という。)に行うものとする。

2 利子の補給は、毎年 12 月に算定された利子補給率を翌年 1 月分から適用するものとし、岡山県中小企業特別対策資金利子補助金交付要綱事務処理規程(平成 14 年岡山県告示第 259 号)別表に定められた補助率に準じた補給率に、各取扱金融機関の毎月末融資残高を乗じ、12 で除して得た額(千円未満切捨て)とする。

3 保証料の補給は、保証協会の基本保証料率から第 4 条に規定する保証料を差し引いた率に、保証協会の各月末保証債務残高を乗じ、12 で除して得た額(千円未満切捨て)とする。

4 利子又は保証料の補給額の支払いは、金融機関又は保証協会から提出された融資残高実績等を添付した補助金交付申請書により、1 月から 12 月分を翌年 3 月に支払うものとする。

(信用保証制度の活用)

第 3 条 融資については、保証協会の協力を得て信用保証付けとする。

(融資の要領)

第4条 融資の要領は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 融資の対象は、町内に引続き1年以上店舗、工場等の事業所を有する中小企業者で、次に掲げる事項に該当するものとする。

ア 町税を完納したもの

イ 保証協会の保証対象事業者であること。

(2) 資金の用途は、事業に必要な運転資金及び設備資金とする。

(3) 融資額は、1企業につき、700万円以内とする。

(4) 融資期間は、運転資金、設備資金ともに7年以内とする。

(5) 融資利息は、次に掲げるところによる。

金利 年利2.00パーセント

保証料 保証協会において定める料率とする。

(6) 償還方法は、均等月賦償還とする。

(7) 原則として、保証協会の保証を付けるものとする。信用保証の付与については、原則として保証人は、保証協会の定めによるものとする。

(取扱金融機関)

第5条 取扱金融機関は、中国銀行早島支店、玉島信用金庫早島支店、トマト銀行妹尾支店とする。

(融資手続)

第6条 融資手続は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 融資を受けようとする者は、所定の融資あっせん申込書及び関係書類を町長に提出するものとする。

(2) 町長は、前号の規定により、融資の申込を受けたときは、その調査を行い、融資を必要と認めた者には、申込受理承認書に関係書類を添付して取扱金融機関及び保証協会にそれぞれあっせんする。

(融資の決定)

第7条 保証協会より、保証付与通知を受けた取扱金融機関は、融資を適当と認めるときは、速やかに資金の貸付を行うものとする。

(目的以外の使用禁止)

第8条 借受人が、第4条の資金用途に使用しないときは、即時借入金の全額を返済しなければならない。

(保証実績の報告及び融資実績の報告)

第9条 保証協会は、毎月末現在の実績を、取扱金融機関は、毎月末、この制度に基づく融資状況をそれぞれ翌月10日までに町長に報告するものとする。

(資金の運用指導)

第10条 町長は、融資を受けた者の資金の運用状況につき、必要な調査をなすとともに、その経営について指導し、必要に応じその状況を保証協会及び取扱金融機関に連絡して償還の確実を期するものとする。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則(昭和49年4月3日)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年7月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年8月12日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月31日規則第6号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成5年4月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年9月18日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 26 日規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の早島町中小企業低利融資規則の規定は、この規則の施行の日以降に第 6 条第 1 号の規定による融資手続がなされたものについて適用し、同日前に融資手続がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年 1 月 18 日規則第 1 号)

この規則は、平成 14 年 1 月 21 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 26 日規則第 4 号)

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の早島町中小企業低利融資規則の規定は、この規則の施行の日以降に第 6 条第 1 号の規定による融資の申込み手続がなされたものについて適用し、同日前に申込み手続がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年 7 月 1 日規則第 8 号)

この規則は、平成 14 年 7 月 8 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日規則第 15 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日規則第 4 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日規則第 2 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 10 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 24 日規則第 6 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日規則第 1 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。